救急車を正しく利用しましょう

年々増加傾向にある山武郡市広域行政組合消防本部管内の救急出動件数。必要なときに必要な救急サービスが受けられないといったことがないよう、救急車の適正な利用を心掛けてください。

昨年救急搬送した7，701人のうち、約半数が軽症傷病者でした。

山武郡市広域行政組合消防本部管内では、急病やけが人を病院へ的確・迅速に搬送するため、4月1日から救急車を1台増やし、8台で対応しています。しかし、救急出動の増加、病院の受け入れ状況の悪化などによって、救急車がすべて出動し、必要なときに使えないといった事態も発生しています。

救急車は、急いで病院へ搬送しなければならない場合や他の病院へ搬送する手段がない場合に活用します。必要なときに、大切な救急車を利用することができなくならないよう、正しい救急車の利用を心掛けてください。

こんなときは119番通報を！

- 意識がない
- 呼吸困難である
- 骨折して動けない
- 広範囲にわたってやけどをした
- 大量出血をした　など

問山武郡市広域行政組合消防本部警防課　☎(50)8752

国税から地方税へ 税金が移し替えられます

◇皆さんの税負担は変わりません

平成19年から、地方分権を進めるため、国税（所得税）から地方税（住民税）へ税金が移し替えられます。

今回の改正で住民税の税率が一率10％となり、納税額は増えることが予想されますが、所得税の税率が4段階から6段階に変更となり、納税額が減ることから、皆さんの所得税と住民税の合計負担額は変わりません。

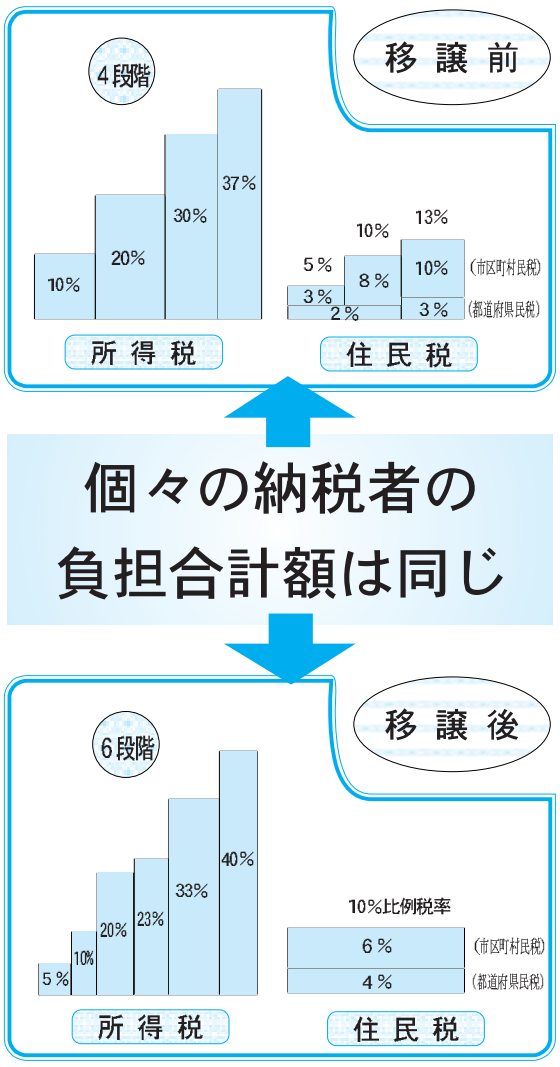

◇その他の主な変更点

◎調整控除を創設

所得税と住民税では、扶養控除や配偶者控除、障害者控除などの人的控除額に差があります。この控除額の差による税負担を調整するため、新たな控除がつくられ、皆さんの人的控除の適用状況に応じて住民税が減額されます。

◎定率減税を廃止

定率減税は、経済状況が改善されているため、廃止されます（所得税は平成19年1月分から、住民税は平成19年6月分から廃止）。

◎65歳以上の方には非課税措置廃止に伴う経過措置

平成17年度までは、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方は住民税が非課税でしたが、平成18年度から廃止となりました。ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた方には、経過措置がとられています。

＜経過措置＞

平成19年度は税額の3分の1を減額し、平成20年度からは全額課税になります。

◎平成20年度から住宅ローン控除を創設

平成19年度以降、所得税での住宅ローン控除の減税額が減る場合には、平成20年度から控除不足となる分を翌年度分の住民税から控除します。

ただし、平成11年から平成18年までに入居した方に限ります。

問税務課住民税班　☎(70)0321

災害時の応急物資供給体制を確保

▶住民生活の確保を目指して協定書を締結

住民の生命・身体と財産を地震等の各種災害から守るため、3月14日、町と㈳千葉県エルピーガス協会山武支部は、災害時の応急生活物資等の供給協定を締結しました。

災害時にライフラインに支障が発生した場合、住民生活に大きな影響を与えます。この供給協定の締結で、災害時の応急生活に必要なガスの供給のほか、炊き出しなどに必要なカセットコンロなどが供給されることとなります。

問総務課消防防災班　☎（70）0303

栄養士だより㊶

食事バランスガイドを活用しましょう④－副菜－

今月は、副菜（ビタミン・ミネラル・食物繊維の供給源となる野菜・イモ・きのこ・海藻など）の目安量を紹介します。

日常の食生活では、主菜に偏りやすく野菜が不足しがちです。野菜不足の食生活は、いろいろな生活習慣病にかかりやすくなります。目安として主菜の倍程度（毎食1～2つ分）を毎回の食事でとるようにしましょう。自身に合った1日の量を確認し、毎日の食生活に役立てましょう。

※必要エネルギーについては、広報2月号をご覧ください

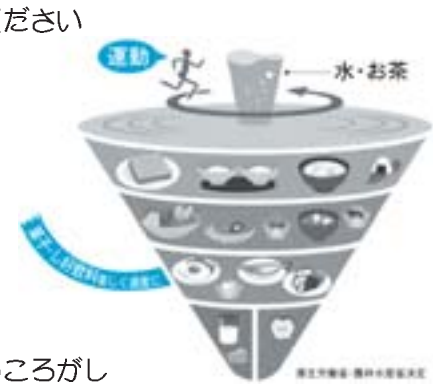

◇1日のエネルギーと副菜の目安量

1600～1800kcalの人→5～6つ
2000～2400kcalの人→5～6つ
2600～2800kcalの人→6～7つ

◇料理・食品の目安量（1つの基準は約70g）

1つの例・・・野菜サラダ、きゅうりの酢の物、具だくさんのみそ汁、ほうれん草のおひたし、ひじきの煮物、きのこソテー

2つの例・・・野菜の煮物、野菜炒め、イモの煮っころがし

◇1日6つ分の副菜の組み合わせ例

朝食　野菜炒め（2つ）
昼食　野菜サラダ（1つ）、きのこソテー（1つ）
夕食　具だくさんのみそ汁（1つ）、ほうれん草のおひたし（1つ）

問健康介護課健康指導班　☎（72）8321

保健師だより

保健推進員をご存じですか？

保健推進員は、町長の委嘱をうけて住民の皆さんと行政をつなぐパイプ役として活躍しています。現在は62人の推進員が、それぞれの地区を担当しています。

保健推進員の主な活動内容は、初妊婦訪問・幼児の健診未受診者訪問・ブックスタート事業での絵本の読み聞かせや離乳食講習会での赤ちゃんのお世話などです。また、これ以外にも住民の相談相手として、さまざまな場面で活動しています。

保健推進員が家庭訪問をする場合には、証明書を持って訪問します。

問健康介護課健康指導班　☎（72）8321